

意見書案第 2 号

森林・林業活性化施策を求める意見書

地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対する関心や期待はかつて無く高まっています。地球温暖化防止・京都議定書で日本が約束した森林吸収源による二酸化炭素排出量の 3.8% (1300 万炭素トン) 削減目標を達成するためにも、天然生林や種の多様性を活かした適切な除間伐により里山を活性化し、空気や水などの環境保全、再生可能な森林づくりと木材生産の増加が求められています。

しかし、2008 年のリーマンショックを端緒とする世界的な経済不況によって、日本経済はかつて無い深刻なデフレと長期不況から脱せられないでいます。もともと経営基盤の脆弱な森林・林業をとりまく環境はかつてない危機的な状況となっています。

このような厳しい状況の中、森林整備を着実に促進し、森林が持つ多面的な機能を維持する森林管理・木材生産など森林経営の安定と山林の活性を図っていくためには、「森林・林業再生プラン」に基づき、国産材の需要増加により林業・木材産業および山村・中山間地域経済を活性化すると共に、公的森林整備体制を確立することが喫緊の課題であります。

よって、次の施策の実現を強く求めるものであります。

記

- 1 環境貢献に着目した住宅・土木用資材および建築物への国産材利用の推進、木材関連エコポイント制度の拡充、公共建築物木材利用促進法に基づく木材の利用拡大、さらに再生可能エネルギーの全量買い取り制度の実現などによる木質バイオマス利用促進対策の充実をはかること。
- 2 間伐等森林整備の推進、持続可能な森林経営の確立に向け、路網整備など経営基盤の整備、担い手の育成確保対策の強化を図り、林業を再生すると共に、所有者の負担軽減のため森林整備に要する経費の助成を充実すること。
- 3 水源地造成を計画的に推進するための実行体制の整備、施業放棄地等民間による森林整備が困難な地域において、公的森林整備を確保すること。また、国民共有の財産である国有林について、公益的機能の一層の発揮を図ると共に、我が国の森林・林業政策の推進に貢献するため、国による一体的かつ、安定的な管理運営体制の確立を図ること。

4 関税撤廃を原則としている環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）参加についての

慎重な対応をとること。また、国土の保全および我が国の安全保障の観点から、外国

資本などによる森林・土地の売買の規制や適切な管理体制を構築するための法整備な

どの対策を強化すること。

5 森林整備法人（都道府県林業公社等）の円滑な森林整備を推進するための地方財政

および金融措置を含む支援策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月23日

伊万里市議会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
農林水産大臣	鹿野道彦様